

## 家庭裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成21年7月10日（金）午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 東京家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
  - (1) 家事関係委員（五十音順）

東京都女性相談センター所長	大日方 すみ江
東京都社会福祉協議会福祉部長	小 島 敏 則
東京家庭裁判所家事調停委員	水 野 あゆ子
  - (2) 少年関係委員（五十音順）

東京少年友の会理事長	荒 井 史 男
東京保護観察所次長	荒 木 龍 彦
関東医療少年院長	杉 田 誠
東京地方検察庁刑事部長	水野谷 幸 夫
  - (3) 学識経験者等委員

元共同通信社編集局編集委員	野 村 満 利
---------------	---------
  - (4) 弁護士委員

東京弁護士会所属 弁護士	鬼 丸 かおる
第二東京弁護士会所属 弁護士	山 下 正 祐
  - (5) 裁判所委員

東京家庭裁判所所長	門 口 正 人
東京家庭裁判所家事部所長代行者	長 秀 之
東京家庭裁判所少年部所長代行者	本 間 榮 一
  - (6) その他

東京家庭裁判所首席家庭裁判所調査官	落 合 卓
東京家庭裁判所家事首席書記官	野 寺 富 和

東京家庭裁判所少年首席書記官	羽山秀樹
東京家庭裁判所事務局長	横溝千明
東京家庭裁判所事務局総務課長	岡下直樹
東京家庭裁判所事務局総務課課長補佐	竹村彰修

(7) 説明者

東京家庭裁判所部総括裁判官	近藤文子
東京家庭裁判所総括主任家庭裁判所調査官	佐藤祐一
東京家庭裁判所少年訟廷管理官	小林良充

#### 4 議事

(1) 新委員あいさつ（小島委員，杉田委員，大日方委員，長委員）

(2) 少年審判と被害者配慮制度①

（説明者）

本日は少年事件の被害者等による審判傍聴を中心とした被害者配慮制度を御説明する。その前に，少年審判手続のイメージをつかんでいただくため，DVDを上映し，その上で制度の説明をさせていただきます。

（DVD上映）

少年審判は，裁判官が少年に対して語りかけるという，懇切を旨として和やかに行うという方式で行われている。その上で，裁判官が少年や保護者に事件の重大性や被害者の現状を伝えることによって，自己の非行について内省を促している。

DVDの中で，被害者が，少年や保護者の面前ではなく，裁判官に対し，気持ちや意見を陳述していたが，この被害者による意見陳述は少年事件における被害者配慮制度の一つである。意見陳述の方法は，審判で行ったり，審判以外の場で，裁判官又は家庭裁判所調査官に対して行ったりできるが，被害者の希望を踏まえて方法を選択している。

少年審判は非公開であることから，被害者や被害者の身内の方は，なぜ被害

者が加害の対象になったのか、少年は反省しているのか、どんな気持ちなのか、被害者に対してどう思っているのか、少年の処分はどうなったのか、などを知る機会がなかった。犯罪被害者の権利利益の保護を図るため、少年法の改正により、被害者配慮制度が設けられた。

現在、少年事件における被害者配慮制度は、五つのものがある。第1は、被害者等による審判傍聴制度、第2は、審判期日における審判手続がどのように行われたかを説明する、審判状況の説明制度、この2点は、平成20年12月15日から施行された。第3は、被害者等による記録の閲覧・謄写制度、第4は、被害者等からの申し出による意見陳述制度、第3と第4については、平成20年の少年法の改正で、申し出可能な対象者や閲覧、謄写の対象となる記録の範囲が拡大した。第5は、審判結果の通知制度である。

本日のテーマである審判傍聴制度についてお話ししたい。この制度は、一定の事件において、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく、相当と認めるときは、家庭裁判所は、被害者等の審判傍聴を許すことができるという制度である。少年審判は、少年の非行事実や動機だけではなく、家庭内の事情、生育歴、性格などの把握、あるいは少年の心身の状況などすべて審判廷において把握して、少年の処遇を決める手続であるため、非公開で行われてきた。平成16年に犯罪被害者等基本法が成立し、すべて犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、と規定された。少年事件の被害者にとっても、その尊厳にふさわしい処遇を保障されるという理念のもとに、長期間論議がなされた結果、平成20年、審判傍聴制度が導入された。

傍聴の対象事件となるのは、少年の故意の犯罪行為や交通事件などによって被害を受けた方が亡くなってしまったり、生命に重大な危険を生じさせた傷害を負った事件である。審判傍聴事件の対象となる少年は、犯罪少年及び触法少年である。触法少年とは14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年のことであるが、少年が事件当時12歳に満たなかった場合は、傍聴は認められてい

ない。

審判傍聴事件の審判運営について簡単にお話しする。裁判官の審判期日前の準備としては、記録や家庭裁判所調査官による調査結果により、被害者等の傍聴の許可が相当かどうかを判断することになる。次に傍聴が行われる審判当日は、少年や保護者ができるだけ自分の言葉で事件や心情などの話ができるように配慮するとともに、被害者が意見陳述をしたいと途中で申し立てることなどがあるので、被害者にも配慮しながら審判を運営することになる。

審判傍聴の制度は平成20年12月15日から始まったばかりであるので、制度の広報と傍聴事件の増加に対しての審判運営をどうするかということを検討しなければならないと思う。被害者等から傍聴の感想を聞いたり、あるいは少年や保護者の態度や感想などから、よりよい審判運営を心掛けるように、裁判官として、あるいは組織としても考えていかなければならないと思う。

被害者配慮制度の一つである審判状況の説明について御説明したい。これは、被害者等の申し出によって、審判期日に行われた手続について説明するという制度であり、裁判所が、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく、相当と認めたとときに行われる。審判状況の説明は、審判傍聴と異なり、すべての事件が対象となる。

被害者配慮制度の教示などについて御説明したい。事件を受理したときには被害者等に対し、被害者配慮制度の案内資料を郵送する。そして、被害者から問い合わせがあったときには、書記官がその制度について説明したり教示する。審判傍聴対象事件の場合は、家庭裁判所調査官が、被害者等に面接調査し、その際に、被害者配慮制度について御説明している。また、捜査機関など関係機関に対しても被害者配慮制度について広報したり、日ごろから協議会などで取り上げている。裁判所としては、被害者配慮制度を被害者に教示する努力をしているわけだが、被害者団体などからは、被害者配慮制度の存在を知っている被害者はまれで、申し出の機会を逃してしまうおそれがあるので、十分に周知

してもらいたいという声もあがっている。

被害者配慮制度の存在を被害者等に理解していただくに当たっては、少年審判特有の困難性がある。まず、事件の発生から審判までの期間が極めて短期間であることがあげられる。被害を受けた方が亡くなった場合は被害者の御遺族は悲嘆に暮れて、審判のことを考える余裕もない状態であり、被害者が重大な障害を負ったような場合は、治療や看病で、とても裁判所に出向いたり電話をするような時間もないという状況もある。また、多くの事件の場合、被害者等は、いつ事件が家庭裁判所に送致されて、いつ審判期日があるかということがなかなか把握できない状態にある。少年審判という手続になじみがないので、どこへ何を言えばいいか分からないというような事情もあると思われる。裁判所としては、被害者配慮制度を被害者等にとって実効性のあるものにするために、審判が始まる前に、被害者等に対して制度の存在と利用方法を十分に説明し、申し出をする機会を保障しなければならないと考えている。

(弁護士委員)

被害者等が意見陳述や傍聴をするときには、家庭裁判所調査官などが、少年審判はどのような目的でどのような方向で行われるのかということを説明をするのか。また、被害者等は少年審判の目的や手続について理解された上で意見陳述などを行っているのか伺いたい。

### (3) 少年審判と被害者配慮制度②

(説明者)

ただいまの質問も踏まえて、被害者配慮制度における家庭裁判所調査官の役割について、被害者等に関する調査を中心に御説明したい。

まず、これまで被害者等の調査がどのように行われてきたかということを御説明する。平成13年以降の各種配慮制度の趣旨に鑑み、殺人、けがの程度が重い傷害事件や性犯罪などといった、少年の処遇を選択するに当たって、被害者の実情をお聞かせいただいたほうが良いという事件では、被害者の調査を行

ってきたところである。被害者に対し、なるべく早く照会をさせていただき、お考えを聞くように努めたいということで、東京家庭裁判所では、事件の受理から3日以内に書面照会を行っている。

さて、調査で留意していることについて、幾つか御紹介したい。まず、少年審判が短い期間の中で審理が行われるため、早期に被害者等の意向を把握することに努めさせていただいている。また、あらかじめ被害者の心情について、心をめぐらせておくということが大切だと思っている。被害者等には、被害について言いたくない気持ち、そっとしてほしい気持ちと、その一方で、被害を受けた気持ちを語りたい、あるいは分かってほしいという、両方の気持ちがあり、その間を揺らいでいると思われる。家庭裁判所調査官として、丁寧な対応、分かりやすい説明、そして話を聞くことから始めようと心掛けているところである。

少年と保護者の調査について御説明する。少年鑑別所の中での少年の生活状況を鑑別所の技官が行動観察しているので、早期に少年鑑別所の技官と打ち合わせをし、行動観察の結果を聞き、少年の心身の状態を的確に把握するように努めている。被害者等の傍聴が見込まれる事件、傍聴の申し出があった事件については、少年と保護者に対して傍聴について分かりやすく説明をするように努めている。

また、少年や保護者に被害者等の実態を伝えて、被害者の痛みが思いが及ぶようにすることも重要である。被害者等の気持ちをどのように伝えるかということについて、まず、少年への問いかけであるが、発問の仕方が難しいところはあるが、家庭裁判所調査官がいろいろな工夫をし、少年とやりとりをする中で、被害者等の痛み、自分の行為が被害者等にどんな迷惑をかけたかに思いが及ぶきっかけ、手がかりになるように心掛けている。

被害者等の実態を把握することが、少年にとっての適正な処遇を選択することにもなると思われる。被害者等の思いも、裁判所の思いも、少年や保護者の

思いも、少なくとも再非行防止というところについては一致すると思われるので、そのことを心にとめながら、調査、審判あるいは被害者等への対応、配慮に当たっていきたいと思う。

#### (4) 少年審判と被害者配慮制度③

(説明者)

被害者配慮制度の中における書記官の役割について、御説明したい。

家庭裁判所に送致前の情報収集としては、傍聴対象事件の被害者等が、捜査段階で傍聴に対してどのような意向をお持ちであるかということ把握することが重要である。検察庁に対しては、傍聴対象事件であれば、被害者等に事情を聞く際に、家庭裁判所での少年審判において傍聴を希望するかどうかについて、聞いていただくようお願いをしているところである。

家庭裁判所に送致後、傍聴対象事件の場合、速やかに被害者等に制度を案内する必要があるため、東京家庭裁判所では、「少年犯罪によって被害を受けた方へ」と「少年審判の傍聴について」というリーフレットを裁判所からのお知らせと一緒に送付している。また、被害者等が審判傍聴の意思をお持ちであるということが、捜査機関からの情報等により判明している場合には、早く申し出をしていただくことができるように、審判の傍聴申出書とその記載例を同封している。

また、被害者等が傍聴に関する事で家庭裁判所に来庁された場合は、リーフレットなどを用いて、丁寧に分かりやすく説明するように努め、想定される質問については、速やかに答えられるよう準備をしている。

審判前の打合せでは、少年鑑別所からの少年の心身状態についての報告書、調査官が調査した内容、書記官が得た情報などを検討して、審判の進め方等に関しての情報交換をすることになる。

審判当日における事務としては、審判廷以外の場所では、被害者等と少年や保護者が接触しないように配慮が必要である。そこで来庁していただく時間や

場所を変えるなどの対応を取っている。

傍聴が許可された事件では、審判が開かれる前にオリエンテーションを行い、被害者等に対して、審判廷における注意事項などを丁寧に説明することになっている。

手荷物については、被害者等には、被害者待合室にロッカーを備えつけてあるので、そこに手荷物を入れて施錠することになる。

審判が開かれる前に被害者に意見陳述をする意向があるかどうか確認するが、意向がない場合でも少年の応答によっては、意見を述べたいという申し出があることも想定される。その際には、意見陳述の内容を整理していただくという対応も考えられる。

審判が終了した後は、被害者等と少年や保護者が接触することなく帰宅できるよう、種々の配慮を行っている。

(少年審判廷見学)

(5) 次回のテーマ

次回のテーマとして、「広報」、「少年の処遇をめぐる問題」、「家庭裁判所の事件処理に携わる人々」等が提案されたが、裁判所に一任された。

(6) 次回期日等について

今回は、平成21年12月1日（火）午後3時から東京家庭裁判所大会議室で開催されることとされた。